



## 南アフリカにおけるビジネス法概要(新型コロナウイルスに関する最新トピックを含む) 執筆者: 齋藤 公紀      監修 石田 康平、五十嵐 チカ

※ 本ニュースレターは、2020年7月3日までに入手した情報に基づいて執筆しております。

### 1. はじめに

日本を含むアジア、ヨーロッパ地域では、第二波の懸念を抱えつつも新型コロナウイルスの感染対策が緩和され始めている一方、アフリカおよび中南米等の新興国では引き続き感染拡大の状況が続いています<sup>1</sup>。当職は、いわゆるサブサハラ地域(アフリカ・サハラ砂漠より南の地域のこと)では南アフリカやケニアなど7カ国(計9カ所)に拠点を有する大手法律事務所であるBowmansに昨年より出向し、本年3月末まで南アフリカ・ヨハネスブルグに駐在しておりました。しかしながら、2020年3月27日より同地でロックダウンが開始され、この措置は、国際空港や国境の閉鎖も含まれていたことから、その直前に日本に一時帰国をいたしました。アフリカの多くの国は、新型コロナウイルス拡大防止の一環として南アフリカと同様に国際空港や国境の閉鎖を伴う措置を実施しているため、当職が執務していたケニアおよび南アフリカに所在する日本企業の現地拠点の駐在員の多くも一時帰国を余儀なくされています。南アフリカで新型コロナウイルスの感染拡大が収束し、ロックダウンが解除され次第、またヨハネスブルグに戻り出向先のBowmansにて執務を続けたいと考えております。

南アフリカでは、まだロックダウン下にありますが<sup>2</sup>、最近の新型コロナウイルスに関するトピックとして、以下の3つが挙げられます。

<sup>1</sup> 南アフリカ政府の発表では、2020年7月1日時点での新型コロナウイルスの感染者は159,333人、死者数は2,749人と報じられています。  
(<https://www.gov.za/>)

<sup>2</sup> 南アフリカでは、2020年6月1日から5段階のレベルのうち、レベル3のロックダウンが敷かれています。( <https://www.gov.za/Coronavirus> )

本ニュースレターは法的助言を目的とするものではなく、個別の案件については当該案件の個別の状況に応じ、日本法または現地法弁護士との適切な助言を求めていただく必要があります。また、本稿に記載の見解は執筆者の個人的見解であり、当事務所または当事務所のクライアントの見解ではありません。

本ニュースレターに関する一般的なお問い合わせは、下記までご連絡ください。

西村あさひ法律事務所 広報室 (E-mail: [newsletter@jurists.co.jp](mailto:newsletter@jurists.co.jp))

- ① バーチャルでの株主総会の実施。南アフリカでの新型コロナウイルス対策のロックダウンにより、規模の大小に関わらず複数人が集まることが禁止されており<sup>3</sup>、多数の株主が集まることが予想される Public Company(公開会社)での株主総会の開催もかかる規制の対象となります。もともと、南アフリカの会社法では、定款等の重要文書(the provisions of companies constitutional documents)で禁止した場合を除き、electronic communication による株主総会(いわゆるバーチャル株主総会)の開催が許容されています<sup>4</sup>。そのため、多くの上場会社において、完全オンラインによるバーチャル株主総会が実施されています<sup>5</sup>。
- ② 南アフリカ競争委員会(the South African Competition Commission)による生活必需品の高値販売の取締り。南アフリカのロックダウンの根拠法である Disaster Management Regulations は、ロックダウン期間中、マスク等の生活必需品を高値で販売することを禁じています。この Regulations の違反は、競争法上の違法行為とされ、行政罰が科される可能性があります。直近でも生活必需品を取扱う業者がダストマスクや手術用マスク等の生活必需品を高値販売したとして摘発されています<sup>6</sup>。
- ③ 南アフリカ政府が実施しているロックダウン措置の違憲判断。2020年6月2日に、南アフリカの経済の最大都市であるヨハネスブルグが含まれるハウテン州の高等裁判所は、南アフリカ政府が実施しているレベル4およびレベル3のロックダウンは、南アフリカ憲法で保障されている、開かれた民主的社会に必要な国民の尊厳や自由を侵害すると判断しました<sup>7</sup>。判決日から14日間は南アフリカ政府のレベル3のロックダウンは有効であるものの、その後は無効(invalid)と判断しています。南アフリカ政府は、ブルームフォンテンの南アフリカ最高裁判所に上告したとのことです。

当事務所では、2013年にアフリカ・プラクティス・チームを立ち上げ、アフリカ各国のビジネス法についてまとめた冊子「アフリカビジネス法ガイド」を刊行しております(初版2014年6月、Ⅱ版2019年8月)<sup>8</sup>

本稿では、多くの方にアフリカの法制度の概要を知っていただくため、現地駐在を通じて収集した情報も加味した上で、「アフリカビジネス法ガイドⅡ」の要点を再編集する形でコンパクトに纏めました。より詳細な情報が必要でしたら「アフリカビジネス法ガイドⅡ」を謹呈いたしますので、アフリカ・プラクティス・チーム共通 E-mail: [africa@eml.jurists.co.jp](mailto:africa@eml.jurists.co.jp) までご連絡ください。

今回は、南アフリカにおけるビジネス法を取り上げます。

## 2. 南アフリカおよび法制度の概要

南アフリカは、アフリカ大陸の最南端に位置し、アフリカで一番インフラ、金融サービス、通信、法制度が整備されているといえます。そのため、アフリカの他の地域に投資するための理想的な拠点の一つといえます。

南アフリカの法制度は、イギリスから受け継いだコモンロー制度、オランダから受け継いだローマ法系の民事法制度、多種多様

<sup>3</sup> 2020年5月28日付 Disaster Management Regulations.

<sup>4</sup> Section 63(2) Companies Act No.71 of 2008.

<sup>5</sup> より詳細な情報は、当職が現在出向している南アフリカの大手法律事務所 Bowman Gilfillan の新型コロナウイルスに関する以下のニュースレターをご覧ください。<https://www.bowmanslaw.com/insights/mergers-and-acquisitions/covid-19-south-africas-prohibition-on-public-gatherings-and-the-impact-on-shareholder-meetings/>

<sup>6</sup> 例えば、南アフリカの著名なドラッグストアである Dis-Chem は、手術用マスクを高値で販売し、多額の利益を得たとして、南アフリカ競争委員会より摘発を受け、同社の利益 10%の行政罰を受けるか否か審理を受けています。( <https://www.bowmanslaw.com/insights/competition/covid-19-excessive-pricing-the-cases-pursued-by-the-competition-commission-south-africa/> )

<sup>7</sup> <https://www.gcis.gov.za/newsroom/media-releases/cabinet-study-judgement-alert-level-4-alert-level-3-regulations>

<sup>8</sup> [https://www.jurists.co.jp/ja/books/article\\_16078.html](https://www.jurists.co.jp/ja/books/article_16078.html)

<https://www.jurists.co.jp/ja/books/66882.html>

な先住民族から受け継いだ慣習法制度(アフリカ慣習法)等様々な異なる法制度が組み合わさった混成法制度です。

イギリスから受け継いだコモンロー制度は司法制度や手続法等の分野(憲法、会社法、民事手続法、刑事手続法、証拠法)で強い影響力を残している一方で、オランダから受け継いだローマ法系は実体私法等の分野(契約法、不法行為法、民法総則法(Laws of Person)、物権法、親族法)に関して強い影響力を有しており、南アフリカの法制度は相互に関連しているため、非常に複雑です。

### 3. 南アフリカ法の3つの特徴

南アフリカで3つの特徴的な法制度を挙げるとすれば、①Broad-Based Black Economic Empowerment Act No.53 of 2003(「BEE 法」)、②競争法、③為替管理および通貨規制が挙げられます。以下簡略に説明します。

#### ① BEE 法

南アフリカでは、1991 年まで続いたアパルトヘイト(人種隔離政策)の歴史的背景もあり、自国経済を管理・支配する黒人を増加させることおよび人種に基づく所得の不平等を減少させることを目的として、2003 年に BEE 法が制定されました。これは、黒人の経済的地位向上に向けた企業の取組みや貢献度をスコア化し、一定の水準の確保を政府機関および公共事業体との取引の条件等とするものであり、スコアが高い順にレベル 1 からレベル 8 に区分けされています。その具体的な内容は通商産業大臣(Minister of Trade and Industry)が定める Codes of Good Practice によって定められることとなっています(但し、鉱山(Mining)等の産業分野別の基準(sector code)もあります。)

日本企業が南アフリカの企業を買収する場合、BEE 法の遵守状況はリーガル・デューデリジェンス(法務 DD)における必須の検討項目となり、また、南アフリカにおいて事業展開する場合も重要な課題となります。

#### ② 競争法

南アフリカの競争法は、1998 年競争法(Competition Act No.89 of 1998)および当該競争法に基づいて公布された規則により規制されています。競争法は、南アフリカ競争委員会(the South African Competition Commission)、競争審判所(Competition Tribunal)および競争高等裁判所(Competition Appeal Court)の管轄となりますが、現在、競争当局が強い関心を有する分野は、食料品・農産物加工業、ヘルスケア、中間的な産業投入物製造業、建設・インフラ、銀行・金融サービス、ICT、エネルギーです。

競争法の規制は、南アフリカ内の全ての経済活動に適用され、その効力が及びます。例えば、競争法の 4 条および 5 条は、水平的関係(競争者間)、垂直的關係(サプライチェーン内の関係)をそれぞれ規定しており、いずれも規制対象となります。また、競争法の 7 条および 8 条は、一定の市場シェアがあり、同法 8 条に規定する競争制限行為に該当する場合には、優越的地位にある会社とされ、単独行為であっても価格差別等が禁止されます。

#### ③ 為替管理および通貨規制

南アフリカの居住者(自然人および法人)は、1933 年通貨取引法(the Currency and Exchange Act No.9 of 1933)および為替管理規則(Exchange Control Regulations, 1961)に基づいて為替管理の対象となっています<sup>9</sup>。そのため、例えば、南アフリカの居住者

<sup>9</sup> どのような取引が為替取引の対象となっているかに関して、南アフリカ準備銀行が定めるガイドライン(Currency and Exchange Guidelines for Business Entities)に詳しく記載されています。

(<https://www.resbank.co.za/RegulationAndSupervision/FinancialSurveillanceAndExchangeControl/Pages/CurrencyandExchangesdocuments.aspx> 参照)

が輸入物品の支払いを外貨建てで決済する場合には、基本的には、南アフリカ準備銀行の Financial Surveillance Department(FinSurb)の監督の下、外国為替の認証業者(Authorised Dealers)<sup>10</sup>を通じて行う必要があります。

このような為替管理規制は、非居住者には適用されませんが、南アフリカの資産の取得や居住者との取引は為替管理の必要な手続を経ることとなる場合があるため、非居住者は間接的に影響を受ける可能性があります。

## 4. その他の南アフリカにおけるビジネス法

### ① 事業形態(企業の設立、法人の種類)

南アフリカでは、下記の5つの事業体を設立または利用することができます。日本企業を含む外国の会社が使用する最も一般的な形式は、有限責任会社(limited liability company)です。事業形態の種類と特徴は下図の通りです。

	事業形態	特徴
1.	有限責任会社(limited liability company)	役員について国籍要件はない
2.	個人責任会社(personal liability company)	現在、過去の取締役は、会社と連帯かつ個別に責任を負う
3.	組合(partnership)	組合員とは独立した法人格を有していない
4.	ジョイントベンチャー(joint ventures)	独立した法人として観念されていないので、登録・設立手続きは存在しない
5.	個人事業主	

### ② 労働・労働許可

南アフリカにおける雇用制度は、制定法、コモンローおよび契約によって規制されています。具体的には、1995年労働関係法、1997年雇用基本法、1998年雇用平等法等が雇用関係を規制しています。

外国人従業員が一般的に使用する労働許可は、一般労働許可および企業内移転許可です。

### ③ 紛争解決手段

南アフリカにおいて、法的紛争は、南アフリカの裁判所を通じて解決する場合もあれば、仲裁・調停により解決する場合もあります<sup>11</sup>。もっとも、南アフリカの多くの法律において、仲裁や調停による解決を許容せず、南アフリカの裁判所を通じてのみ解決を求められる規定があることに留意が必要です(専属的裁判管轄)。例えば、為替手形法(Bills of Exchange Act)は、為替手形に関する契約に起因する紛争に関して、南アフリカの裁判所が専属的裁判管轄を有する旨規定しています。

<sup>10</sup> 2020年2月14日現在、南アフリカの主要銀行であるABSA Bank, the Standard Bank of South Africa や外資系銀行であるHSBC, JP Morgan など25行が認証業者(Authorised Dealers)に指定されています。

<sup>11</sup> 業界の慣行によって認められている場合、他の方法により紛争を解決することも認められている。例えば、国際建設・インフラ契約約款(Fédération Internationale des Ingénieurs-Conseils, FIDIC)に定められたとおり、紛争審査委員会(Dispute Adjudication Boards: DAB)により、技術的な内容の紛争を解決することが認められている。

## ④ 個人情報保護法

南アフリカでは、個人情報保護法(POPIA: Protection of Personal Information Act No.4 of 2013)により、官民の個人情報保護を推進しており、個人情報の共有方法、共有すべき情報の種類および範囲等を規定しています。

以上

## 【執筆者】



さいとう きみのり  
齋藤 公紀

西村あさひ法律事務所 弁護士

[ki\\_saito@jurists.co.jp](mailto:ki_saito@jurists.co.jp)

2010年弁護士登録。2019年デューク大学ロースクール卒業(LL.M.)。2016-2018年までアイシン精機株式会社法務部出向。2019-2020年2月までケニアの法律事務所 Coulson Harney LLP(Bowmans)に出向、2020年2月より南アフリカの法律事務所 Bowmans Gilfillan に出向中。アフリカでの M&A、インフラ投資案件等のアフリカ関連業務に従事。

## 【監修者】



いしだ こうへい  
石田 康平

西村あさひ法律事務所 パートナー弁護士

[k\\_ishida@jurists.co.jp](mailto:k_ishida@jurists.co.jp)

2003年弁護士登録。2011年ニューヨーク州弁護士登録。2002年東京大学法学部卒業(LL.B.)、2010年ミシガン大学ロースクール卒業(LL.M.)。2010年10月より2012年6月まで丸紅英国子会社に出向し、欧州、中東、アフリカでの発電事業を中心としたエネルギービジネスに携わる。2017年-2019年東京大学非常勤講師。

西村あさひ法律事務所アフリカ・プラクティスチームのメンバー。



いがらし  
五十嵐 チカ

西村あさひ法律事務所 カウンセル弁護士

[c\\_igarashi@jurists.co.jp](mailto:c_igarashi@jurists.co.jp)

1997年弁護士登録。2007年ニューヨーク州弁護士登録。1993年慶應義塾大学法学部卒業(LL.B.)、2006年ボストン大学ロースクール卒業(LL.M.)。

西村あさひ法律事務所アフリカ・プラクティスチームのメンバー。

西村あさひ法律事務所では、M&A・金融・事業再生・危機管理・ビジネスタックスロー・アジア・中国・中南米・資源/エネルギー等のテーマで弁護士等が時宜にかなったトピックを解説したニュースレターを執筆し、随時発行しております。

バックナンバーは<<https://www.jurists.co.jp/ja/newsletters>>に掲載しておりますので、併せてご覧ください。

(当事務所の連絡先) 東京都千代田区大手町 1-1-2 大手門タワー 〒100-8124

Tel: 03-6250-6200 (代) Fax: 03-6250-7200

E-mail: [info@jurists.co.jp](mailto:info@jurists.co.jp) URL: <https://www.jurists.co.jp>

© Nishimura &amp; Asahi 2020